

内部監査の実施状況について

(平成20年 3月31日現在)

監査対象 官署名	監査実施日	主な監査項目	監査結果の概要	講ずる措置
局総務課	平成19年12月14日に実施	<ul style="list-style-type: none"> ・会計の組織に関する事項 ・支出負担行為及び支出に関する事項 ・現金出納に関する事項 ・契約に関する事項 ・物品管理に関する事項 ・その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・予定価格が1,600万円以上で特定調達に該当する入札について、官報公示等の所定手続きが規定されているが実施されていないことが認められた。 ・物品管理官の検査について、毎会計年度1回検査させなければならないと規定されているが、実施されていないことが認められた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・予定価格1,600万円以上の物品購入、役務について特定調達に該当するか確認し、該当するものについては、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令等に基づき実施する。 ・物品管理法施行令第44条に基づく検査を確実に実施する。
局各課室	平成19年12月17日から平成20年1月30日にかけて実施	<ul style="list-style-type: none"> ・会計の組織に関する事項 ・支出負担行為及び支出に関する事項 ・現金出納に関する事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務分掌表において、「勤務時間管理員」等の記載がされていないことが認められた。(3課室) ・出勤簿について、「出張」及び「赴任」表示が一部漏れていることが認められた。(1課室) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「勤務時間管理員」等の指名を受けている者について、事務分掌の整備を図る。 ・出勤簿と旅行命令簿の再確認を行い、整備を図る。
水戸労働基準監督署他7署	平成19年11月7日から平成19年12月6日にかけて実施	<ul style="list-style-type: none"> ・会計の組織に関する事項 ・支出負担行為及び支出に関する事項 ・現金出納に関する事項 ・物品管理に関する事項 ・その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務分掌表において、会計機関の事務補助に関する事項等が一部記載されていないことが認められた。(5署) ・非常勤職員にかかる勤務日数等報告について、一部通勤手当日数の報告の誤りが認められた。(1署) ・物品管理について、備品台帳及び備品供用簿の一部整理漏れが認められた。(1署) ・出勤簿について、「出張」及び「休暇」表示が一部漏れていることが認められた。(1署) 	<ul style="list-style-type: none"> ・会計機関の補助者等の任命を受けている者について、事務分掌の整備を図る。 ・訂正報告を行い、追給処理を行う。 ・備品の再確認を行い、備品台帳及び備品供用簿の整備を図る。 ・出勤簿と旅行命令簿・休暇簿の再確認を行い、整備を図る。
水戸公共職業安定所他13所	平成19年11月5日から平成19年12月7日にかけて実施	<ul style="list-style-type: none"> ・会計の組織に関する事項 ・支出負担行為及び支出に関する事項 ・現金出納に関する事項 ・物品管理に関する事項 ・その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務分掌表において、会計機関の事務補助に関する事項等が一部記載されていないことなどが認められた。(3所) ・出勤簿について、「出張」表示が一部漏れていることが認められた。(1所) 	<ul style="list-style-type: none"> ・会計機関の補助者等の任命を受けている者について、事務分掌の整備を図る。 ・出勤簿と旅行命令簿の再確認を行い、整備を図る。